

様式第1号(第2条関係)

誓 約 書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

⑩

私は、四国中央市暴力団排除条例第 10 条第4項の規定に基づき、四国中央市が
(工事名) _____ により暴力団を利すること
にならないように、暴力団関係事業者を同工事から排除していることを確認したうえで、
下記の事項について誓約いたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して四国中央市が行う
一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、誓約事項の確認のため、四国中央市が愛媛県四国中央警察署に対し、関係情
報の照会を行い、取得することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当いたします。

- (1) 代表者又は個人が四国中央市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
員ではないこと。
- (2) 法人である場合の役員若しくは使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴
力団員に該当する者がいないこと。

2 四国中央市暴力団排除条例第 10 条第2項に規定する下請契約又は同条第3項に
規定する物品納入等契約の発注者となる際は、同条第4項の規定に基づき相手方か
ら自己が暴力団員又は暴力団関係事業者でない旨の誓約書を徴し、当該誓約書を
契約締結の日から5年間保管いたします(契約金額が 130 万円を超える場合に限り。)

(裏)

(関係条文)

四国中央市暴力団排除条例(抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)をいう。

(4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(5) 公共工事 市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)をいう。

(公共工事からの暴力団排除)

第10条 市は、公共工事を請け負わせる契約(次項第1号において「請負契約」という。)を暴力団員又は暴力団関係事業者(法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は個人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。以下この条において同じ。)との間で締結してはならない。

2 次に掲げる者は、公共工事に係る下請契約(建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下この条において同じ。)を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

(1) 市と請負契約を締結した者

(2) 公共工事に係る下請契約を締結した者

3 次に掲げる者は、公共工事に関連する資材その他の物品の納入又は役務の提供を受ける契約(以下この条において「物品納入契約」という。)を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結してはならない。

(1) 前項各号に掲げる者

(2) 物品納入等契約を締結した者

4 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前3項に規定する事項の遵守のため、前3項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員及び暴力団関係事業者ではない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、当該契約の契約金額(1件の公共工事に關し同一事業者間において複数の下請契約又は物品納入等契約を締結したときは、その契約金額の総額)が130万円以下の場合、この限りでない。

5 市並びに公共工事に係る下請契約及び物品納入等契約の発注者は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。